

(別紙2)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条第1項に規定する運行管理業務の一元化において集約する業務

	該当に○	運行管理業務(抄)
第一号		運転者として選任された者以外の者を運行の業務に従事させないこと。
第二号		休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。
第三号		乗務割の作成及びこれに従い運転者に乗務させること。
第四号		酒気を帯びた状態にある乗務員等を運行の業務に従事させないこと。
第四号の二		乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を運行の業務に従事させないこと。
第五号		運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転者を配置すること。
第五号の二		特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、若しくはこれと同等の措置を行い、又は遠隔からその業務を行わせること。
第六号		過積載による運送の防止について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
第七号		貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
第七号の二		道路法の規定による禁止又は制限等違反の防止について、運転者等に対する指導及び監督を行うこと。
第八号		運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存すること。
第八号		アルコール検知器を常時有効保持すること。
第九号		業務の記録を運転者等に対して記録させ、及びその記録を保存すること。
第十号		運行記録計を管理し、及びその記録を保存すること。
第十一号		貨物自動車運送事業輸送安全規則第九条に掲げる事業用自動車で運行記録計により記録することのできないものを運行の用に供さないこと。
第十二号		事故の記録を行い、及びその記録を保存すること。
第十二号の二		運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者等に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者等に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。
第十三号		運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
第十四号		乗務員等に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、記録及び保存を行うこと。
第十四号		運転者に適性診断を受診させること。

の二		
第十五号		異常気象時等における措置を行うこと。
第十六号		補助者に対する指導及び監督を行うこと。
第十七号		事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導・監督を行うこと。

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条第 2 項に規定する運行管理業務の一元化において集約する業務

	該 当 に ○	運行管理業務（抄）
第一号		特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三条第八項の規定により、事業用自動車の運行の業務に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員等に対する指導及び監督を行うこと。

上記事項に対し、補足があれば記入してください。

（例：業務前点呼は集約しないが、業務後点呼は集約をする 等）